

## 第17号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

建築物に係る各種手数料及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の審査に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表 1 総務関係の表番号3の項事務の欄中「租税特別措置法施行令」の次に「(昭和32年政令第43号)」を加え、同表番号4の項事務の欄中「芦屋市市税条例」の次に「(昭和59年芦屋市条例第24号)」を加える。

別表 3 建設関係(1)租税特別措置法関係の表番号1の項事務の欄中「租税特別措置法」の次に「(昭和32年法律第26号)」を加える。

別表 3 建設関係(2)建築基準法関係の表番号1の項事務の欄中「建築基準法」の次に「(昭和25年法律第201号)」を加え、同項金額の欄イ中「9,000円」を「11,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に、「26,000円」を「31,000円」に、「35,000円」を「43,000円」に、「57,000円」を「68,000円」に、「75,000円」を「93,000円」に、「180,000円」を「221,000円」に、「280,000円」を「338,000円」に、「510,000円」を「609,000円」に改め、同表番号3の項金額の欄中「1の」を「一の」に改め、同項同欄第1号中「11,000円」を「16,000円」に、「6,000円」を「10,000円」に改め、同項同欄第2号中「7,000円」を「9,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同表番号4の項金額の欄中「1の」を「一の」に改め、同項同欄第1号中「10,000円」を「12,000円」に改め、同項同欄第2号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同表番号5の項金額の欄イ中「13,000円」を「14,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「27,000円」を「30,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「59,000円」を「64,000円」に、「140,000円」を「157,000円」に、「220,000円」を「242,000円」に、「430,

000円」を「457,000円」に改め、同表番号6の項金額の欄中「1の」を「一の」に、「16,000円」を「19,000円」に改め、同表番号7の項金額の欄中「1の」を「一の」に改め、同表番号8の項金額の欄イ中「12,000円」を「13,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「42,000円」を「45,000円」に、「56,000円」を「61,000円」に、「130,000円」を「147,000円」に、「210,000円」を「232,000円」に、「410,000円」を「437,000円」に改め、同表番号9の項金額の欄中「1の」を「一の」に、「15,000円」を「18,000円」に改め、同表番号11の項金額の欄及び番号12の項金額の欄中「1の」を「一の」に改め、同表番号20の項名称の欄中「用途地域」を「用途地域内」に改め、同表番号30の項から番号48の項までを次のように改める。

30	建築基準法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき、敷地の数が2である場合にあつては78,000円、敷地の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
31	建築基準法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき、6,400円に指定を取り消す敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
32	建築基準法第57条の4第1項の規定に基づく建築物の高さの限度の特例許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
33	建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
34	建築基準法第59条第4項の規定に基づく建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度利用地区内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	1件につき 160,000円
35	建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
36	建築基準法第60条の2第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円

	特例の許可の申請に対する審査	料	
37	建築基準法第 67 条の 2 第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第 5 項第 2 号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円
38	建築基準法第 67 条の 2 第 9 項第 2 号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき 160,000 円
39	建築基準法第 68 条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円
40	建築基準法第 68 条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円
41	建築基準法第 68 条第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	1 件につき 160,000 円
42	建築基準法第 68 条第 5 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000 円
43	建築基準法第 68 条の 3 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率、同条第 2 項の規定に基づく建築物の建ぺい率又は同条第 3 項に規定する建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000 円
44	建築基準法第 68 条の 3 第 4 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さに関する適用除外に係る許可申請手数料	1 件につき 160,000 円
45	建築基準法第 68 条の 4 第 1 項の規定に基づく建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1 件につき 27,000 円
46	建築基準法第 68 条の 5 の 2 の	区域を区分して建築物の容	1 件につき 27,000 円

	規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	
47	建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
48	建築基準法第68条の5の5第1項の規定に基づく建築物の容積率又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円

別表 3 建設関係(2) 建築基準法関係の表に次のように加える。

49	建築基準法第68条の5の6の規定に基づく建築物の建ぺい率の特例の認定の申請に対する審査	地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
50	建築基準法第68条の7第5項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
51	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 期間が3月以内の場合 60,000円 (2) 期間が3月を超え1年以内の場合 120,000円
52	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計等による一団地の建築物の特例認定申請手数料	1件につき、建築物の数が1又は2である場合にあつては78,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
53	建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料	1件につき、建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
54	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	総合的設計等による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき、建築物の数が1又は2である場合にあつては220,000円、建築物の数が3以上である場合にあつて

			は220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
55	建築基準法第86条第4項の規定に基づく複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき、建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
56	建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	1件につき、建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては78,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
57	建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	一敷地内認定建築物以外の建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1件につき、建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
58	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査	一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	1件につき、建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては220,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
59	建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
60	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
61	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて	1件につき 27,000円

	工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	係る認定申請手数料	
62	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料	1件につき 27,000円
63	建築物の確認済証, 中間検査済証, 完了検査済証等に関する証明又は建築計画概要書の写しの交付	建築物に係る証明等手数料	1件につき 300円

別表 3 建設関係(3)屋外広告物関係の表番号1の項事務の欄中「兵庫県屋外広告物条例施行規則」の次に「(平成4年兵庫県規則第69号)」を加える。

別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号1の項事務の欄中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律(」の次に「平成20年法律第87号。」を加え, 同項金額の欄イ(1)中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「(平成11年法律第81号)」を加え, 同項同欄口中「消費税法」の次に「(昭和63年法律第108号)」を, 「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え, 同表に次のように加える。

5	長期優良住宅の認定等に関する証明	長期優良住宅の認定等に係る証明手数料	1件につき 300円
---	------------------	--------------------	------------

別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表の次に次の2表を加える。

(5) 高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係

番号	事務	名称	金額
1	高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第4項の規定に基づく申出(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)による計画の通知に係る建築物の確認の申請に対する審査	特定建築物の計画通知に係る確認申請手数料	(2) 建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料(同表2の項に掲げる手数料を併せて納める場合の当該手数料については, 当該金額並びにその額に消費税法第29条に規定する税率を乗じて得た額及び当該乗じて得た額に地方税法第72条の83に規定する税率を乗じて得た額の合計額(1円未満の端数があるときは, これを切り捨てる。)を納めなければならない。

(6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係

番号	事務	名称	金額
1	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年芦屋市条例第27号）第4条第2項の規定に基づく建築物の用途の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の用途の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 180,000円
2	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第6条第3項第2号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の建ぺい率の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
3	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第11条第3項の規定に基づく既存建築物に対する増築等の申請に対する審査	地区計画区域内における建築物の既存建築物の増築等の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
4	芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条第1項の規定に基づく公益上必要な建築物の許可の申請に対する審査	地区計画区域内における公益上必要な建築物の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円

別表 4 消防関係の表標準事務の項中「標準事務」を「事務」に改め、同表標準事務1の項中「消防法」の次に「(昭和23年法律第186号)」を加え、同表標準事務2(2)の項金額の欄ニ中「という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所（ホにおいて「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、同項金額の欄ホ中「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」の次に「及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」を加え、同表標準事務4の項中「危険物の規制に関する政令」の次に「(昭和34年政令第306号)」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表 3 建設関係(2) 建築基準法関係の表の改正規定、同表に15項を加える改正規定、別表 3 建設関係(4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表に係る改正規定及び同表の次に2表を加える改正規定は、平成24年5月1日から施行する。



参 照

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

建築物に係る各種手数料及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等の審査に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 建築物等の確認等に係る手数料の改正

(別表 3 建設関係 (2) 建築基準法関係の表)

ア 建築物の確認等に係る手数料を次のとおり改正する。

建築物の規模 (床面積の合計)	確認申請		完了検査			
			中間検査がない場合		中間検査がある場合	
	改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行
30 m <sup>2</sup> 以内のもの	11,000 円	9,000 円	14,000 円	13,000 円	13,000 円	12,000 円
30 m <sup>2</sup> を超え 100 m <sup>2</sup> 以内のもの	19,000 円	17,000 円	18,000 円	17,000 円	17,000 円	16,000 円
100 m <sup>2</sup> を超え 200 m <sup>2</sup> 以内のもの	31,000 円	26,000 円	22,000 円	20,000 円	21,000 円	19,000 円
200 m <sup>2</sup> を超え 500 m <sup>2</sup> 以内のもの	43,000 円	35,000 円	30,000 円	27,000 円	29,000 円	26,000 円
500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	68,000 円	57,000 円	47,000 円	44,000 円	45,000 円	42,000 円
1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	93,000 円	75,000 円	64,000 円	59,000 円	61,000 円	56,000 円
2,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	221,000 円	180,000 円	157,000 円	140,000 円	147,000 円	130,000 円
10,000 m <sup>2</sup> を超え 50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	338,000 円	280,000 円	242,000 円	220,000 円	232,000 円	210,000 円
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	609,000 円	510,000 円	457,000 円	430,000 円	437,000 円	410,000 円

イ 建築設備の確認等に係る手数料を次のとおり改正する。

種別		確認申請		完了検査			
				中間検査がない場合		中間検査がある場合	
		改正案	現行	改正案	現行	改正案	現行
建築設備 (昇降機)	確認	16,000円	11,000円	19,000円	16,000円	18,000円	15,000円
	計画変更	9,000円	7,000円				
小荷物専用 昇降機	確認	10,000円	6,000円	現行どおり	11,000円	現行どおり	11,000円
	計画変更	5,000円	4,000円				

ウ 工作物の確認に係る手数料を次のとおり改正する。

種別		確認申請	
		改正案	現行
工作物	確認	12,000円	10,000円
	計画変更	7,000円	6,000円

(2) 建築物に係る各種特例の指定の申請等の手数料の追加

(別表 3 建設関係 (2) 建築基準法関係の表)

建築物に係る各種特例の指定の申請等の手数料を次のとおり定める。

名称	金額
特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定申請手数料	1件につき、敷地の数が2である場合にあっては78,000円、敷地の数が3以上である場合にあっては78,000円に2を超える敷地の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
特例容積率適用地区内における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	1件につき、6,400円に指定を取り消す敷地の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
特例容積率適用地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
都市再生特別地区内における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
特定防災街区整備地区内における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円
景観地区内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区	1件につき 27,000円

域内における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	
区域を区分して建築物の容積を適正に配分する特定建築物地区整備計画等の区域内における建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円
高度利用と都市機能の更新とを図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	1件につき 27,000円
地区計画等の区域内における建築物の建ぺい率の特例認定申請手数料	1件につき 27,000円

(3) 長期優良住宅の認定等に係る証明手数料の追加

(別表 3 建設関係 (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表)  
長期優良住宅の認定等に係る証明手数料を1件当たり300円と定める。

(4) バリアフリー法の認定申請に併せて建築物の確認申請をする場合の手数料の追加 (別表 3 建設関係 (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係の表)

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の認定申請に併せて建築物の確認申請をする場合の計画通知に対する審査手数料を建築物に係る確認申請手数料と同額と定め、当該建築物が構造計算適合性判定を要する建築物である場合は建築物に係る構造計算適合性判定依頼手数料（消費税額を含む。）と同額の手数料を併せて納めなければならないものとする。

(5) 地区計画区域内における建築物に係る許可申請手数料の追加 (別表 3 建設関係 (6) 芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例関係の表)

地区計画区域内における建築物の各種適用除外の許可申請手数料を次のとおり定める。

名称	金額
建築物の用途の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 180,000円
建築物の建ぺい率の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
建築物の既存建築物の増築等の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円
公益上必要な建築物の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき 160,000円

- (6) 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る手数料を次のとおり定める。(別表 4 消防関係の表)

規 模	金 額
1,000k1 以上 5,000k1 未満	1,120,000 円
5,000k1 以上 10,000k1 未満	1,330,000 円
10,000k1 以上 50,000k1 未満	1,480,000 円
50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,830,000 円
100,000k1 以上 200,000k1 未満	2,120,000 円
200,000k1 以上 300,000k1 未満	4,330,000 円
300,000k1 以上 400,000k1 未満	5,570,000 円
400,000k1 以上	6,770,000 円

※ 変更許可申請及び設置完成検査申請については、2分の1の金額とする。

※ 変更完成検査申請については、4分の1の金額とする。

- (7) その他規定の整理

### 3 施行期日

- (1) 2(6)の改正及び2(7)の改正の一部 平成24年4月1日
- (2) 2(1)から(5)までの改正及び2(7)の改正の一部 平成24年5月1日